


所管部課	市民部 産業振興課	部長	村上 敏彰			
件名	東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例施行規則の一部を改正する規則について		区分			○
関係事項	条例規則	東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例 東大和市特例小口零細企業資金融資要綱				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例の一部改正に伴い、市制度融資メニューとして新設した「創業資金」、「特定創業資金」に関して、本規則に利子補給割合を定めるため一部改正を行う。</li> </ul> <p>(2) 改正の要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>創業資金の利子補給割合は70%(市外在住は0%)</li> <li>特定創業資金の利子補給割合は100%(市外在住は70%)</li> </ul> <p>(3) 施行日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年11月1日</li> </ul> <p>(4) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内で創業する方を対象とし、支援することで市内の活性化が図られる。</li> </ul>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和2年9月 1日 「東大和市小口事業資金融資条例」が一部改正。          令和2年9月 1日 「東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例」が一部改正。          令和2年9月23日 文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。